

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、木材利用の意義の普及促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

56,706千円

木の効果の見える化や、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組等を支援します。

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

108,454千円

林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

20,839千円

産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業

52,848千円

事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。

5. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

28,000千円

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、普及啓発を推進します。

6. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

31,242千円

生産性向上等のモデル的な取組、おが粉の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、きのこのDNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等
- を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証を支援



各種イベントの開催やブース出展



Webコンテンツの制作と情報発信



おが粉の需給動向の把握



ICT機器設置による生産性向上

輸出先国の情報収集

<事業の流れ>

国

定額、委託

民間団体等

[お問い合わせ先]

(1~5の事業)
(6の事業)林野庁木材利用課
経営課(03-6744-2120)
(03-3502-8059)

非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和6年度予算概算決定額 56,706千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果を見える化**する取組を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣**等の技術的サポート、**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 木の建築物の効果検証・発信

非住宅建築物の木質化を促進するため、**利用者の生産性向上や経済面への影響の実証情報の収集・分析**等を通じて、**木質化の効果を見える化**する取組を支援します。

2. 地域における非住宅木造建築物整備推進

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、**地域協議会等への専門家派遣**や、地域での木造建築物整備を担う**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的な取組等を支援します。

主な支援対象

生産性向上、経済面への影響の実証情報の収集・分析等による木の効果を見える化する取組

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等
を通じた情報発信



木の効果の見える化

主な支援対象

地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的取組等



<事業の流れ>



非住宅建築物等における木材利用の拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2120）

木質バイオマス利用環境整備事業

【令和6年度予算概算決定額 108,454千円】

<対策のポイント>

木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援します。また、小規模な熱利用を主とする「地域内エコシステム」の普及のため、モデル構築の取組や関連する技術開発などを支援するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つプラットフォーム（リビングラボ）の構築を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 林地残材等利用環境整備事業（新規）

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

（1）「地域内エコシステム」モデル構築事業

①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。ESCO事業※など、**熱利用の普及加速に資するテーマに取り組む地域を優先的に支援**します。

②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

（2）「地域内エコシステム」リビングラボ事業

①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

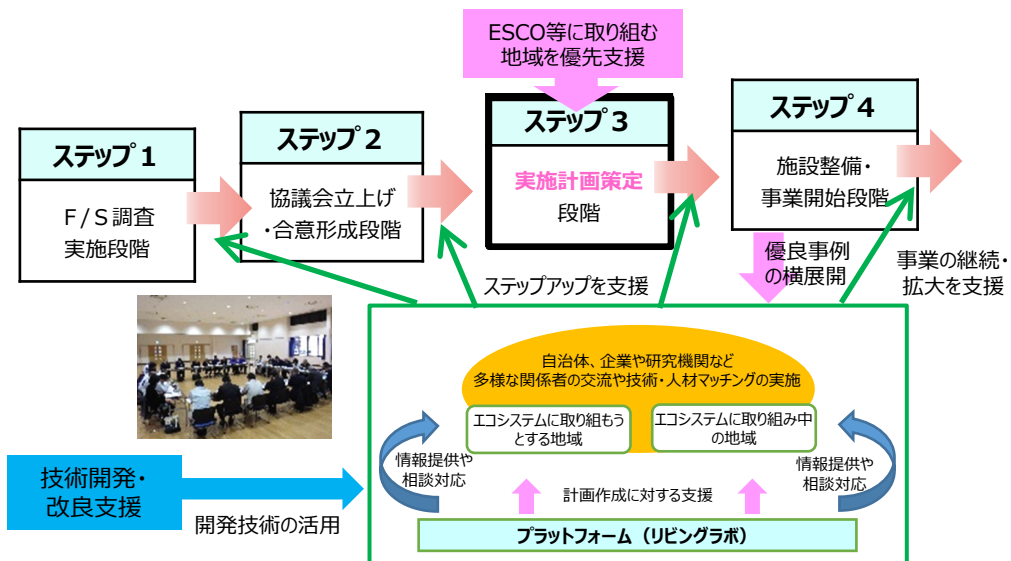
林地残材の利用促進に向けた環境整備



林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証

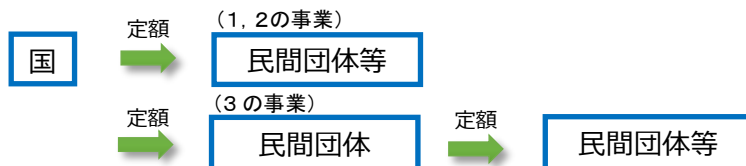
林地残材の
利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



※ESCO事業:エネルギー供給事業者が省エネ効果が見込まれるシステムを提案し、ボイラー等の設置から維持・管理までを含む包括的なサービスを提供する事業

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】林野庁木材利用課（03-6744-2297）

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和6年度予算概算決定額 20,839千円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、輸出産地育成に向けた地域の体制づくり、国内における輸出促進セミナーの開催などを通じた木材輸出産地の育成強化・促進、木造建築物等の適切な施工体制を構築する中国・韓国・米国・台湾等での木造技術講習会の開催を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 木材製品輸出産地育成

輸出産地の育成を促進するため、地域における木材輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るための産地協議会の設置や運営、貿易実務に精通した専門家の派遣や、国内における輸出促進セミナーの開催等を支援します。

1. 輸出産地育成に向けた地域の体制づくりや、輸出促進セミナーの開催を支援



産地における合意形成を支援



輸出に取り組む機運を拡大するセミナー

2. 日本式木造建築物等技術者育成

輸出先国における適切な施工体制を構築するため、中国・韓国・米国・台湾の建築士等を対象とした現地での技術講習会や、国内における建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会の開催を支援します。

2. 輸出先国における技術者を育成するための講習会等を支援



海外における建築士等を対象とした技術講習会



<事業の流れ>



「クリーンウッド」実施支援事業

【令和6年度予算概算決定額 52,848千円】

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組に対する支援や、人材の養成、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供**を実施します。

＜事業の内容＞

1. 合法性確認の能力強化等

①事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発

- ・合法性確認の実施及び体制整備等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。
- ・合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者への普及啓発を支援**します。

②合法性確認実施指導者養成、制度の周知（新規）

- ・事業者の合法性確認を**指導・支援する人材の養成**及びデジタル化の促進等に向け、業界団体等に対するワークショップ等を開催します。
- ・改正法の施行に向け**改正法の制度の内容や運用に関するパンフレット等の作成や説明会等**を行います。

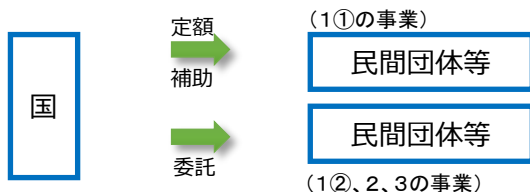
2. 専門委員会の設置・運営

- 合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び国別情報の更新**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)(平成29年5月施行)

○国の責務【第4条】

- ・必要な資金の確保
- ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
- ・登録制度の周知
- ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

○事業者の責務【第5条】

- ・合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

○指導及び助言【第7条】

- ・主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言を行う。

CW法の一部を改正する法律 (令和5年5月公布)

○主な改正内容

- ・川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
- ・素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
- ・一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】

合法性確認の能力強化等【補助・委託】



- ・木材関連事業者に対する研修を実施
- ・ワークショップ等の開催
- ・普及啓発を実施

専門委員会の設置・運営【委託】



- ・第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】



- ・登録事業者等CW法関係情報を提供
- ・各国の制度や違法伐採関連情報を調査・更新

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2496）

ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

【令和6年度予算概算決定額 28,000千円】

<対策のポイント>

国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。

なお、執行においては、改正グリーンウッド法の周知にも資するよう配慮します。

<事業の内容>

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、次の取組を支援します。

- 優れた国産材製品や木造建築物等の広報と展開や、地域関係者連携等による木製品の高付加価値化に繋がる取組
- 木製品（食器、文具類等）のトライアル使用を通じた利用者の評価調査の実施等、事業者における身近な木製品の導入を促進する取組
- 多様な媒体による国産材利用の意義等に関する発信や木育等の学ぶ機会のファシリテーターの育成に資する活動等、国産材利用の意義等に関する情報発信・木育等学びの機会の充実化を図る取組

<事業イメージ>

【目的】

国産材需要の拡大に向けて、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発

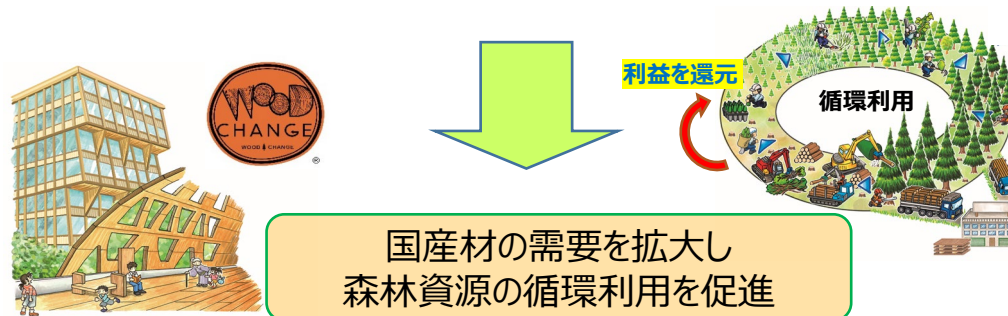
【実施内容】

東京近郊で兆しが見え始めた非住宅建築物の木造化の動きを全国的な動きとして展開させつつ、国産材利用の価値を向上させる建築物等の展開を図り、事業者や消費者の国産材の利用意義への理解を促し、国産材の意識的な購入・選択につなげる。

【アウトカム】

企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進

<事業の流れ>



森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業（拡充）

【令和6年度予算概算決定額 31,242千円】

＜対策のポイント＞

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の国内需要の拡大**とともに、**輸出拡大に向けた取り組み**を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上（拡充）

- ① おが粉不足や価格高騰の課題解決に向けた、**おが粉の生産流通実態調査**やしいたけ原木の需給マッチング
- ② 特用林産物の生産効率化等の優良事例、放置竹林等の課題解決に資する新商品の開発・販路開拓の情報提供を支援
- ③ 特用林産物の**生産性向上**等に取り組む**生産者のモデル的取組**を支援

2. 特用林産物の国際競争力強化（拡充）

- ① 輸出産地づくりに向けた**生産者団体間の連携強化・販売促進活動**
- ② **輸出先国におけるニーズの把握**並びに衛生管理、プラスチック包装及び表示に係る**法令の情報収集**
- ③ 税関におけるきのこの**DNA鑑定技術の開発・実証**及び手順書作成、しいたけ以外の品種の侵害実態調査及びDNAデータベースの拡充

1. 特用林産物の需要拡大・生産性向上



おが粉の需給動向の把握



特用林産物を活用した事業の多角化

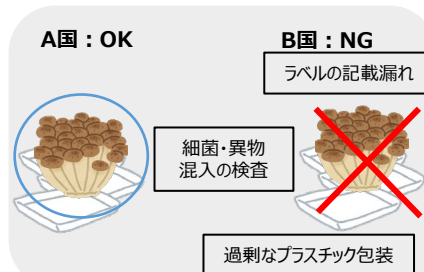


ICT機器を活用した生産性向上

2. 特用林産物の国際競争力強化



輸出拡大に向けた販売促進活動



輸出先国の規制等に関する情報収集



DNA鑑定技術の開発・実証

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）